

デザイン伴走支援 募集案内

令和6年度「デザイン伴走支援」の実施及び募集に関する事項について、お知らせします。

1. 目的

デザイン伴走支援は、埼玉県産業技術総合センター（以下、センター）の支援によりデザインを使った考え方やアイデア等の整理方法を学んでいただき、新たな商品企画や技術の周知、企業認知度の向上及び事業改善など、企業の課題解決のための客観的視点を身に付けてもらうことを目的としています。

センターの継続的なアドバイスやワークショップなどの支援を通じて、商品企画や商品開発、会社の認知度向上、ブランディングなどに係る考え方や進め方の基本を知ることができます。

2. 対象

デザイン伴走支援（以下、伴走支援）は、埼玉県内の本社又は事業所に伴走支援を必要とする課題がある中小企業等（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者、ただし、みなし大企業を除く）（以下、企業等）で、次のいずれかに該当する者を対象とします。

- （1）商品企画や技術の周知、企業認知度の向上及び事業改善等に係る課題があり、その解決方法に困っていて、かつその人材が不足している。
- （2）課題解決の流れや考え方、必要なことを知りたい。
- （3）商品企画や開発に関する基本的な考え方、進め方、方法などを学びたい。

3. 伴走支援の内容

自社の課題をテーマとすることで、具体的なフィードバックが期待できます。また、別に募集するデザイン塾を受講すると、より効果的な商品開発の学習ができます。

- （1）支援対象の企業等における課題や案件を題材とし、商品企画や開発の考え方、情報の整理方法等を学んでいきます。進捗具合によっては商品企画まで練り上げることも可能です。具体的な課題や案件がなくてもお申込みいただけます。
- （2）ワークシートを用いて自社の課題や強み、弱みを整理し、事業の目標、目的、商品コンセプト、ターゲットなどを考えることで漠然とした状態を整理し、すべきこと、必要なことを明らかにします。
- （3）伴走支援は、センターのデザイン職員が企業等と意見交換をしながら、アドバイス等を行います。（試作や資料作成等はいりません。）

- (4) 必要と認められる場合は、デザイン塾の講師等（以下、外部デザイナー）から講評・アドバイスを1回に限り受けられます。（有料）

4. 実施

令和6年度の伴走支援は、次のとおり実施します。

(1) 実施期間

支援開始日から最長で令和7年2月末日まで（予定） ※概ね月1～2回の実施

(2) 実施場所

企業等の県内事業所、センター、ウェブ会議等のいずれかで実施する。

(3) 実施要件

伴走支援の実施あたっては、次の事項のとおりとします。

- ① 1企業等につき1案件（テーマ）を支援します。

※複数案件（テーマ）のお申込みはできません。

また、支援の可否については、申込内容を確認のうえ判断します。

- ② 支援の実施が決まった企業等には、その旨を通知のうえ日程調整を行います。

- ③ 次のいずれかの事項に該当する場合は、支援の対象外とします。

1) 対象の中小企業でない

2) 伴走支援の目的に合致していない（他の支援事業に合致するときは、そちらを案内する場合があります。）

3) 公序良俗に反する内容

4) 法令に違反する又は違反するおそれのある内容及び企画

5) その他、センターの長（以下、センター長）が不適切と判断するもの

- ⑤ 分析・測定等を実施する場合は、依頼試験又は開放機器の範囲で行うものとし、受講料とは別にその費用をご負担いただきます。

- ⑥ 進捗の状況によっては、外部デザイナーのアドバイスは行わない場合があります。また、令和7年2月末日より前に終了する場合があります。

5. 募集

令和6年度の募集定員、募集期間は次のとおりです。

(1) 募集定員

3社

(2) 募集期間

ホームページで指定した日から令和6年9月17日（火）まで

※定員になり次第、募集を終了します。ただし、キャンセルが出た場合などは、追加募集する場合があります。この場合も実施期間は最長で令和7年2月末日までです。

6. 応募方法（申込について）

ウェブ（Google フォーム）からお申込みいただくか、メールにてデザイン伴走支援申込書をお送りください。タイムスタンプが早い順で受け付けます。

ただし、お申し込み内容につきましては確認させていただき、支援決定を判断します。ご了承ください。

（1）ウェブ（Google フォーム）でのお申込み

ホームページに記載の Google フォーム URL からお申込みをお願いします。会社概要、商品企画書など参考となる書類があれば、併せてメール等でお送りください。

（2）メールでのお申込み

ホームページから「デザイン伴走支援申込書」をダウンロードしていただき、必要事項を記載のうえ、次のメールアドレスあてにお送りください。別途返信メールをお送りします。また、会社概要、商品企画書など参考となる書類があれば、併せてお送りください。

[申込先メールアドレス] h6513112@pref.saitama.lg.jp

[件 名] デザイン伴走支援申込

[添付書類] デザイン伴走支援申込書（必要に応じてパスワードを設定）

7. スケジュール

伴走支援のおおまかなスケジュールは、次のとおりです。

全体スケジュール

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
伴走支援		← 募集期間 →					伴走支援			

8. 受講料

伴走支援を実施する中で必要と認められ、企業等が希望する場合は、外部デザイナーの講評・アドバイスを1回に限り受けられます。（支援案件に関係ない講評・アドバイスは行いません。）

受講料については、外部デザイナーの講評・アドバイスが決まった企業等あてに納入通知書（振込用紙）を郵送しますので、納入期限内に金融機関にて振込手続きをお願いします。

○ 外部デザイナー講評・アドバイス受講料 5,000 円／回（1 回限り）

9. 注意事項

注意事項は各項に記載してあるもののほか、次のとおりです。

(1) 受講料

- ① 一度納付された受講料については返金しません。
- ② 伴走支援が中止又は変更となった場合、その他の事情で外部デザイナー講評・アドバイスを受講できない場合であっても、納付後の受講料の返金はありません。
- ③ 2月末以前に終了した場合も受講料の減額、返金等はありません。

(2) 報告

伴走支援が終了した場合、企業等はデザイン伴走支援終了報告を作成のうえ、センター長あてに提出してください。(様式はホームページからダウンロードできます。)

(3) 秘密保持

伴走支援に関係する者は、当該支援で知り得た秘密事項等を漏洩してはなりません。事業終了後も同様とします。

(4) 事業の中止・変更

- ① 企業等は、やむを得ない事由により伴走支援の中止又は変更を希望する場合は、その旨をセンターに申し出てください。事由の確認後、中止又は変更の手続きを行います。
なお、終了報告書の作成・提出は必要となります。
- ② センター長は、社会情勢の変化や企業等の状況変化、その他必要と認められる場合には、伴走支援の一時中止、変更又はこれを打ち切ることができるものとします。

(5) 免責事項

伴走支援の実施や中止等により、企業等又は外部デザイナー等に発生したトラブルや損害等に対して、センターはその責を負わないものとします。

(6) 支援の対象外

次に掲げる者は、本事業に係る支援の対象外とします。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び暴力団員
- ② 暴力団員が事業主若しくは役員となっている団体等又はその構成員
- ③ 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体等又はその構成員
- ④ その他、センター長が定める者

(7) お申込みに関して

- ① 記入事項には、記載漏れがないようお願いいたします。
- ② ご記入いただいた連絡先にお知らせ（本事業の連絡やセミナー開催の案内など）をお送りすることがあります。
- ③ 第三者への情報の提供や開示は一切行いません。

(8) その他

デザイン伴走支援実施規程及び本募集案内に定めるもののほか、当該事業の運営に関し必要な事項はセンター長が定めるものとします。

10. その他

(1) Q&A について

デザイン伴走支援に関する Q&A については、ホームページをご覧ください。

(2) その他事項

緊急時のお知らせや追加事項はホームページ等に掲載するので、併せてご確認ください。

① ホームページ

https://www.pref.saitama.lg.jp/saitec/seminar/koshukai/r06/r6dj_banso.html

② Facebook

<https://www.facebook.com/saitecDESIGN/>

11. 書類提出先・お問い合わせ先

書類等の提出は、下記メールアドレスあてにお願いします。不明な点などありましたらお問い合わせください。

■埼玉県産業技術総合センター 事業化製品化支援担当

〒333-0844 埼玉県川口市上青木 3 - 12 - 18

電話番号：048 - 265 - 1420

ファックス：048 - 265 - 1334

電子メール：h6513112@pref.saitama.lg.jp

※メールの場合は、添付ファイルに適宜パスワードを設定してください。

以上